

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十一号

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を

改正する規則

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項、第十二条第二項及び第十三条第二項中「その旨」の下に「及び理由」を加える。

別記様式第七号及び別記様式第八号を次のように改める。

様式第7号 (第4条関係)

平成 年 月 日

申請者 氏 名 様

広島県知事 印

母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定通知書

母子
平成 年 月 日付けで申請の 父子 福祉資金は、次のとおり貸し付けるこ
寡婦
とに決定しました。借用書に必要事項を記入し、平成 年 月 日までに提出し
てください。

ただし、翌年度分以降貸付金は、貸付予定額とします。

1 決 定 番 号 第 号

2 貸 付 金 の 種 類 資金

3 貸 付 金 額 円(月額 円)

ただし、平成 年度において 円貸し付ける予定

4 貸 付 期 間 平成 年 月 日から (年 月)
平成 年 月 日まで

5 据 置 期 間 平成 年 月 日から (年 月)
平成 年 月 日まで

6 償 還 期 間 平成 年 月 日から (年 月)
平成 年 月 日まで


7 償 還 方 法 賦償還(1回 円)

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 8 号 (第 4 条関係)

平成 年 月 日

申請者 氏 名 様

広島県知事 

母子・父子・寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請の 母子
父子 福祉資金(資金)は、次の理由に
寡婦
より、貸付不承認と決定しました。

理由

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第十二号を次のように改める。

様式第 12 号 (第 7 条関係)

平成 年 月 日

借主氏名

広島県知事 印

母子
父子 福祉資金貸付停止決定通知書
寡婦

平成 年 月 日から 資金を貸付けてきましたが、次の事由は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和 39 年政令第 224 号)第 13 条第 号(同施行令第 31 条の 7 及び第 38 条において準用する場合を含む。)の規定に該当するので、貸付けを停止します。

- | | | |
|----------|------------|---------|
| 1 決定番号 | 第 | 号 |
| 2 事由 | | |
| 3 貸付停止時期 | 平成 年 月分 | から |
| 4 既貸付金額 | | 円 |
| 5 据置期間 | 平成 年 月 日から | |
| | 平成 年 月 日まで | (6 か月間) |
| 6 償還期間 | 平成 年 月 日から | |
| | 平成 年 月 日まで | (年 月) |

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第十六号を次のように改める。

様式第 16 号 (第 10 条関係)

平成 年 月 日

借主住所
氏名

広島県知事 印

母子
父子 福祉資金一時償還決定通知書
寡婦

あなたに、 資金を貸し付けましたが、次の事由は母子及び父子並びに
寡婦福祉法施行令(昭和 39 年政令第 224 号)第 16 条第 号(同施行令第 31 条の 7 及び
第 38 条において準用する場合を含む。)の規定に該当するので、次により償還してくださ
い。

1 決定番号 第 号
2 理由 由
3 現に貸し付けた金額 円
4 一時償還金額 円
5 一時償還期日 平成 年 月 日
6 償還場所

注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。